

9 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1 月から 6 月までの間に療育の給付を受ける場合には、前々年。以下同じ。）の所得（同法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税である者として取り扱う。この場合において、寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税が非課税である者として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては 26 万円を、(2)に該当する場合にあつては 30 万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては 27 万円を、(2)に該当する場合にあつては 35 万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。）に限る。(3)において同じ。)を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの

様式第 13 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第13号の2（第5条関係）

療育の給付における寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

申請者 住所

氏名 印

療育の給付の負担金の額の計算において、寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けたいので、次のとおり申請します。

所得を計算する対象となる年の12月31日現在、次のいずれかに該当していません（該当する番号を○で囲むこと。）。

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下であるもの

寡婦（夫）控除等のみなし適用に関して、県が寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日

氏名 印

備考

- 1 上記の枠内は、児童の扶養義務者又は世帯員のうち、寡婦（夫）控除等のみなし適用の要件を満たす者が記載すること。
- 2 「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
- 3 「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者

又は扶養親族となっていない子に限る。

- 4 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。なお、「世帯調書」の添付書類等で確認できる場合は、提出を要しない。また、所得の額の計算に必要な書類として、当該書類以外の書類の提出を求めることがある。
 - (1) 寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象となる者本人の戸籍謄本
 - (2) 「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）
- 5 この申請書は、療育の給付の負担金に係る所得の額の計算に当たって、寡婦（夫）控除等のみなし適用を行うためのものであり、療育の給付の決定については、別途申請手続を要する。
- 6 生活保護受給者及び市町村民税が非課税である者は対象とならない。また、寡婦（夫）控除等のみなし適用を実施しても、結果として負担金額が変わらない場合がある。
- 7 記載内容に虚偽があつた場合は、寡婦（夫）控除等のみなし適用を取り消され、当該申請に基づき適用された負担金額の減額分の全部又は一部の返還を求められる場合がある。
- 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

て準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市奈呉町第一街区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
新湊都市開発株式会社
- 3 事業施行期間
平成30年1月22日から平成32年3月31日まで
- 4 施行地区
射水市放生津町の一部
- 5 事務所の所在地
射水市足洗新町一丁目101番地
- 6 施行認可の年月日
平成30年1月22日
- 7 変更認可の年月日
平成31年3月27日

富山県告示第138号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により射水市山王町地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市山王町地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称

新湊都市開発株式会社

3 事業施行期間

平成29年11月24日から平成31年 3 月31日まで

4 施行地区

射水市放生津町の一部

5 施行認可の年月日

平成29年11月24日

6 終了の認可の年月日

平成31年 3 月27日

富山県告示第139号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成31年 3 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

5・6・205号 呉羽山公園

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

4 事業施行期間

昭和36年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

2 受験手続

(1) 一般郵送受付

2019年5月13日（月）から6月7日（金）まで（当日消印有効）

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当あて送付すること。

(2) 団体窓口受付（5名以上）

2019年5月13日（月）から6月7日（金）までの平日の午前9時から午後5時まで

受付場所は一般郵送に同じ。

公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡すること（電話03-3667-1815）。

3 受験申請書の配布

2019年5月13日（月）から6月7日（金）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所、富山県厚生部生活衛生課及び公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話 03-3667-1815）

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画及び富山南都市計画下水道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

平成4年建設省告示第1204号富山高岡広域都市計画及び富山南都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町1番11号 富山県富山土木センター

高岡市赤祖父211番地 富山県高岡土木センター

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成4年6月12日

至 平成36年3月31日